

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる利用事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 条及び第 6 条 (略)</p>	<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる利用事務及び市長が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 5 条及び第 6 条 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。